

令和3年度

第7回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第7回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 勤労福祉センター 3階 第2会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄徳
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

4件

議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (20年確定分)	4件
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	20件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	3件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	6件

#### 5. 農業委員会事務局職員

局長	飯塚 浩一
次長	舘野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	本多 浩章
副主幹	吹上 裕三

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第7回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が10月1日に解除されたため、本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも出席いただきました。引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員でございます。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員でございます。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」4件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、4件でございます。</p> <p>議案の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日はいずれも令和3年9月22日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は158平方メートル、外2筆で合計面積は772平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして3ページ、4ページをお願いします。</p> <p>(3)の申請受付日は、令和3年9月22日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は743平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域内ですが、今回の許可申請に先立ち令和3年6月21日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>続きまして5ページ、6ページをお願いします。</p> <p>(4)の申請受付日は、令和3年9月22日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は264平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席5番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席5番の委員。</p>
<p>議席5番の委員</p>	<p>現地調査は、令和3年9月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので一括してご説明します。申請地はJR武蔵野線市川大野駅の西側おおむね700メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地は、東側隣接地より地盤が低いことから埋立を行います。</p> <p>また、隣接地との境界には、新設ブロック3段積み土留めを設置し、申請地は整地し、法面処理を施し土砂等の流出を防除します。</p> <p>雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地につきましては、残土及び土木用資材置場と作業車用駐車場とする</p>

予定です。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

(3)の申請地は、大町小学校の南側おおむね700メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。

第1種農地では原則として転用は許可されませんが、「既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもので、既存施設の機能維持、拡充等のため既存施設に隣接する土地に施設を整備する場合」には例外的に転用が認められております。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリート擁壁及びブロックを設置し、土砂等の流出を防除することとします。

また、その上部については、農薬飛散防止ネットを施す予定であるとのこととします。

また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。

申請地につきましては、来訪者及び職員の駐車場、計26台を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

(4)の申請地は、県立市川大野高等学園の東側おおむね300メートルに位置し、休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されません。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロック及び土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防除することとします。

<p>議長</p>	<p>います。</p> <p>また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地につきましては、石材置場とする予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、市内で宅地の造成、設計、施工の事業を営む法人です。</p> <p>市川市内の現場が増えてきたことから市内で資材置場を探していたところ、利便性及びアクセスが良い申請地を譲っていただけることになり申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p>



工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和4年3月10日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして(3)ですが、譲受人は、市内で特別養護老人ホームを経営する法人です。

事業の拡大に伴い、来訪者、職員用の駐車場が不足していることから増設を考え、既存施設の隣接地に土地を探していたところ、今回、譲っていただけることになり申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和3年11月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして(4)ですが、譲受人は、鎌ヶ谷市に本店を置き、墓石の販売、霊園の管理事業等を行う法人です。

市川霊園及び本店近隣地域が墓石販売の事業エリアとなりますが、自社所有の石材置場はなく、現在は譲受人が横浜市で管理している霊園の空いている場所を借りていますが、遠隔すぎて不便なことから今回取得するもので

す。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

	<p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後3カ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席4番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>議席4番の委員。</p>
議席4番の委員	<p>(3)番の駐車場ですが、「老人ホームやわらぎの郷」の駐車場として26台入るとのことでしたが、この老人ホーム用の駐車場ですか。</p> <p>住宅地図を見ると、近くに「老人ホームなごみ」がありますが、こちらとは関係がありますか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>隣接する2つの老人ホームは、どちらも同じ譲受人が経営しており、両方の老人ホームの来訪者や職員用の駐車場となります。</p>

議 長	よろしいですか。
議席4番の委員	はい。
議 長	他にございますか。
議席1番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	(1)と(2)の件ですが、真ん中を通っているのは、道路ではなく、川です。また、この場所の上にも遊水地のようなものがありますが、水が出た場合には、どの位上げるのですか。土を盛ると言っていましたが。
議 長	事務局。
事 務 局	高さ約1.5メートル程、埋め立てる予定です。
議席1番の委員	分かりました。まわりと比べて極端に高くする訳ではないのですね。
事 務 局	東側に側道があるのですが、そこの高さまで上げます。
議 長	よろしいですか。
議席1番の委員	はい、分かりました。
議 長	他にございますか。 よろしいですか。  私からもう一つお聞きします。 (3)番ですが、10ヘクタール以上では、開発ができないということで

	<p>したが、これは、農業振興地域も含めての面積なのでしょうか。</p>
事務局	<p>10ヘクタールというのは、一団の畑となりますので、ずっと続いている場合には、第一種農地となります。</p>
議長	<p>この場合は、農業振興地域と隣接した地域も含まれるのですね。</p>
事務局	<p>はい、農業振興地域も加えます。</p>
議長	<p>ここ以外でも、柏井の台地も10ヘクタール以上あるので、開発はできないのですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>ところが、一部には資材置き場などになっている場所もあります。</p> <p>10ヘクタールになる前は、20ヘクタールだったため、過去には作ることが可能だったのですか。</p>
事務局	<p>市川市では、以前、この場所を第二種農地又は、第三種農地として扱っていましたが、県より基準どおり農地区分を分けるようにとの指導があったため、見直しを行い10ヘクタールを確認したうえで、第一種農地に区分変更しました。</p>
議長	<p>分りました。</p> <p>他にございませんか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>

	<p>(1) 及び (2) は、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) 及び (2) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号 (1) 及び (2) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号 (3) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(4) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号 (4) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」について、4件ございます。</p> <p>審議に入る前に、議案第2号（1）につきまして、議席2番の委員が、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定された「議事参与の制限」に該当いたしますので、本件の審議の間は、退出をお願いいたします。</p> <p>・・・・議席2番の委員 退出・・・・</p> <p>それでは、事務局から議案第2号（1）の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」（1）について、ご説明いたします。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年8月27日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、1件の確認書の提出を求められたものです。</p> <p>（1）についてですが、登記地目「畑」等 現況地目「樹園地」等の24筆、合計面積は15,407.50平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら所有し、自ら農地として使用している</li> <li>2. 自ら農地として使用していない</li> <li>3. 譲渡等により、現在所有していない</li> </ol> <p>この3つから選択することになっております。</p>

議 長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>議案第2号(1)の調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
議席1番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席1番の委員。</p>
議席1番の委員	<p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(20年確定分)」(1)について、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年9月29日に第1班と農地利用最適化推進委員におきましては、9月末日までに行いました。</p> <p>(1)の当該特例農地の所有者は、柏井町の農家の方です。</p> <p>特例農地はJR武蔵野線市川大野駅の南東側で、24筆、15,407.50平方メートル。</p> <p>現状は「樹園地」等として適正に管理されておりました。</p> <p>このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
議席5番の委員	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	議席2番の委員は、第1班ですが、今回の付託調査に加わっても良いのですか。
議席1番の委員	審議には加われませんが、親族ですので調査に加わることは、問題ないとのことです。
事 務 局	はい、調査だけであれば問題はありません。
議席1番の委員	調査対象が本人の場合も調査は可能ですか。
事務局他	その場合には、調査にも参加できませんので、他の委員に代わってもらう必要があります。
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし。
議 長	それでは、お諮りいたします。  議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」（1）について、調査報告のとおり「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号（1）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと決定いたします。



	<p>それでは、議席2番の委員の入室をお願いいたします。</p> <p>・・・・・・議席2番の委員 着席・・・・・・</p>
議長	<p>それでは、事務局から議案第2号(2)、(3)及び(4)の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年8月27日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、3件の確認書の提出を求められたものです。</p> <p>(2)についてですが、登記地目「畑」等 現況地目「樹園地」等の8筆、合計面積は11,036.54平方メートルです。</p> <p>(3)についてですが、登記地目「畑」等 現況地目「樹園地」等の20筆、合計面積は19,726平方メートルです。</p> <p>(4)についてですが、登記地目「畑」現況地目「樹園地」等の5筆、合計面積は12,949平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら所有し、自ら農地として使用している</li> <li>2. 自ら農地として使用していない</li> <li>3. 譲渡等により、現在所有していない</li> </ol>

	<p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、議案第2号(2)、(3)及び(4)の調査報告につきまして、第1班よりご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席2番の委員。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年9月29日に第1班と農地利用最適化推進委員において、9月末日までに行いました。</p> <p>(2)の当該特例農地の所有者は、大町の農家の方です。  特例農地は県立特別支援学校市川大野高等学園の北側で、8筆、11,036.54平方メートルです。  現状は「樹園地」等として適正に管理されておりました。  このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>(3)の当該特例農地の所有者は、柏井町の農家の方です。  特例農地は市川市立柏井小学校の北側で、20筆、19,726平方メートルです。  現状は「樹園地」等として適正に管理されておりました。  このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(4) の当該特例農地の所有者は、大町の農家の方です。  特例農地は少年自然の家の北側で、5筆12,949平方メートルです。  現状は「樹園地」等として適正に管理されておりました。  このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。  第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。  ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。  それでは、お諮りいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(20年確定分)」(2)について、調査報告のとおり「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第2号(2)は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」（3）について、調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（3）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」（4）について、調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（4）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年8月31日及び9月14日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
議席2番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席2番の委員。</p>
議席2番の委員	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年9月29日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>初めに(1)ですが、申請地は、市川市立下貝塚中学校の北西側に位置した樹園地4筆、面積3,142平方メートルで、主に申出人が農業に従事していましたが、身体の故障により農業に従事することが困難になったため、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>故障した者の農業従事日数は、年間240日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>つぎに(2)ですが、申請地は、県立国分高等学校の南側に位置した露地</p>

議 長	<p>畑1筆、面積1,305平方メートルで、主に申出人が農業に従事していましたが、身体の故障により農業に従事することが困難になったため、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>故障した者の農業従事日数は、年間60日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願に</p>

各 委 員	<p>ついて」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、20件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について(事務局長専決分)」事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和3年9月2日から同年9月30日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、10件、16筆、5,667.61平方メートル、</p> <p>第5条の届出は、10件、15筆、2,070.21平方メートルで、第4条と第5条の合計は、20件、31筆、転用面積は、7,737.82平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、16ページから19ページまでの記載のとおり</p>

<p>議 長</p>	<p>りでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、3件でございます。事務局より報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、ご報告いたします。議案の21ページから23ページをお願いいたします。</p> <p>(1) については、令和3年8月31日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は、高谷、面積は81平方メートル他5筆で、合計面積は1,337.11平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、平成11年5月14日付けで農地法第4条に基づき「資材置場及び駐車場用地」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年9月8日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「資材置場及び駐車場」と記載した上で回答したものです。</p> <p>(2) については、令和3年9月3日付けで、千葉地方法務局市川支局登</p>



<p>議 長</p>	<p>記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は、相之川、面積は137平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、令和3年6月2日付けで農地法第5条に基づき「店舗・居宅」を目的に転用届出等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年9月14日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答したものです。</p> <p>(3)については、令和3年9月9日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものです。</p> <p>土地の所在は、宮久保、面積は25平方メートルで、市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和43年3月18日付けで農地法第4条に基づき「住宅」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年9月21日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答したものです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件ございます。 事務局より報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。 議案の25ページ及び26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。 令和3年8月27日から9月15日までに申請のあった6件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了しました。 これで令和3年度第7回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>